

別表（第2条関係）

| 事業種目 | 実施基準 | 経費 | 補助額 | | | | | | | | | | |
|--|---|--|---|------|-------|-------------|--------|-------------|--------|---------------|--------|--------|--------|
| <p>1 集会所新築、増築、改築及び修繕、冷暖房設備の設置並びに備品の整備</p> | <p>集会所の用に供する施設で、その利用者が主に地域住民であること（ただし、受益戸数が30戸未満のものである場合を除く）。</p> | <p>1 集会所の新築、増築、改築及び修繕並びに冷暖房設備の設置に係る経費。ただし、建物の維持管理に必要な経費は除くものとする。</p> | <p>1 新築、増築、改築及び修繕に係る経費 経費の実支出額と次に掲げる受益個数別基準床面積に平方メートル当たりの基準単価を乗じて得た額とを比較して少ない額の2分の1以内で市長の定める額とする。ただし、集会所新築、増築及び改築に係る補助額は1,000万円を限度とし、修繕に係る補助額は、150万円を限度とする。</p> <p>(1) 受益個数別基準床面積</p> <table border="1" data-bbox="1043 602 1513 781"> <thead> <tr> <th>受益戸数</th> <th>基準床面積</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>30戸以上 69戸以下</td> <td>100㎡以下</td> </tr> <tr> <td>70戸以上 99戸以下</td> <td>120㎡以下</td> </tr> <tr> <td>100戸以上 149戸以下</td> <td>150㎡以下</td> </tr> <tr> <td>150戸以上</td> <td>180㎡以下</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 平方メートル当たりの基準単価 ア 合併浄化槽設置の場合 13万円 イ その他 12万円</p> <p>2 冷暖房設備の設置経費 経費の実支出額の2分の1以内で100万円を限度とし、新築、増築及び改築のいずれかと併せて適用することができる。</p> | 受益戸数 | 基準床面積 | 30戸以上 69戸以下 | 100㎡以下 | 70戸以上 99戸以下 | 120㎡以下 | 100戸以上 149戸以下 | 150㎡以下 | 150戸以上 | 180㎡以下 |
| | | 受益戸数 | 基準床面積 | | | | | | | | | | |
| | | 30戸以上 69戸以下 | 100㎡以下 | | | | | | | | | | |
| 70戸以上 99戸以下 | 120㎡以下 | | | | | | | | | | | | |
| 100戸以上 149戸以下 | 150㎡以下 | | | | | | | | | | | | |
| 150戸以上 | 180㎡以下 | | | | | | | | | | | | |
| <p>2 土地購入経費</p> | <p>経費の実支出額と次に掲げる基準面積に平方メートル当たりの基準単価とを乗じて得た額とを比較して、少ない額の2分の1以内で市長の定める額とする。</p> <p>(1) 基準面積 建物1階の床面積の2倍以内とする</p> <p>(2) 平方メートル当たりの基準単価 実質単価と市長の査定した単価とを比較し、どちらか低額な一方の単価とする。</p> | | | | | | | | | | | | |
| <p>3 備品購入費 「鶴ヶ島市財務規則（平成4年規則第8号）別表第5備品分類表に掲げる種類の備品のうち、テーブル・机類、椅子類、書庫・戸棚類、箱類、室内用品類、寝具類、通信機械器具類、厨房用具類及び雑品類に該当するものの購入に要する経費</p> | <p>経費の2分の1以内で100万円を限度とする。ただし、集会所新築（建て替えによる新築の場合を除く。）の場合、1回限りの補助とする。</p> | | | | | | | | | | | | |

| | | | |
|------------------------------|--|------------|---|
| 2 小公園 整備 | 自治会が管理する主に地域住民が利用する公園（規模100㎡以上）若しくは身近に親しまれている記念碑、文学碑、一里塚等の小史跡等を中心とする公園（規模100㎡以上）又はこれらに付属する緑地、花壇、ベンチ、棚、便所、水飲場、散策路、遊具、管理棟等を新規に整備し、又は修繕するものであること（これらの公園が都市計画法（昭和31年法律第79号）に定める都市公園である場合を除く。）。 | 整備事業に要する経費 | 経費の2分の1以内で市長の定める額とする。ただし、新規に整備する場合は200万円を限度とし、修繕等を行う場合は100万円を限度とする。 |
| 3 体育施設 整備 | ソフトボール、ゲートボール等の球技に使用する屋外グラウンド若しくはコート又はこれらに付属する水飲場、便所、更衣室、物置、日よけ、棚等を新規に整備するものであること（これらの施設が都市公園法（昭和31年法律第79号）に定める都市公園内に設置される場合を除く。）。 | 同 上 | 経費の2分の1以内で市長の定める額とする。ただし、150万円を限度とする。 |
| 4 その他 市長が適 当と認め る事業 | 住民の自主的なコミュニティ活動を助長し、かつ、住民の連帯感を高めると認められるコミュニティ施設を整備するものであること。 | 同 上 | 経費の2分の1以内で市長の定める額とする。ただし、150万円を限度とする。 |